

議 事 録

会議名	文書館運営審議会		
日 時	令和6年(2024)3月26日(火)13:30～15:30	開催形態	公開
場 所	寒川総合図書館会議室		
出席者	内海委員、小川委員、中西委員（欠席：毛藤委員、名取委員） 事務局：伊藤館長、平尾主査、高木主任主事 傍聴者：なし		
議 題	1 開会 議事録承認委員の指名 2 議題 （1）刊行物の収集方針について【資料1】 （2）刊行物の今後の整理作業について【資料2】 3 その他		
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認委員には内海委員が指名された。 ・刊行物収集方針(案)は、若干の文言の修正を条件に定めることが了承された。 ・刊行物の整理作業を開始することが了承された。 		
議 事	<p>1 開会 議事録承認委員は名簿順に従い、内海委員が選出された。</p> <p>2 議題 （1）刊行物の収集方針について 令和6年(2024)2月15日に協議した内容を踏まえ、収集方針の概要を資料1にしたがい事務局より説明した。これに対し、次のような質疑があった。</p> <p>（委 員） これまで体系的に刊行物を収集できていなかったという説明があった。これは予算の裏付けがなく、主体的に購入ができなかったために、他力本願で受け入れざるを得なかったということではないのか。配付資料にある「見込む効果」の欄は、利用者一職員の順に書かれているが、まず町職員に使ってもらうことを挙げるべきである。文書館の資料を町職員が有効的に使って、行政運営に活かすことが文書館の存在意義だからである。その次に文書館職員、三番目に一般の利用者という順番で効果を考えるべきであろう。町職員へのサービスが住民サービスにつながるという視点は、常に持っていただきたい。</p> <p>（委 員）</p>		

重要な指摘だと思う。かつての年報では、章立てが公文書より民間資料が先に置かれていたが、この会議で指摘して改めた経緯がある。事務局として対応できるか。

(事務局)

組織内利用についてはご指摘のとおり追記したい。ただ、資料1に抄録したとおり、文書館条例第2条に、設置目的として「公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与」とある。「広く利用に供する」というのは、まず住民の利用を想定している。組織内利用の重要性は承知しているが、順番としては、住民を先に置きたい。

(委員)

この条文や、管理運営規則の第2条を読むと、文書館が何をすべきかについて書かれているが、誰を対象にするかまでは明確に示されていないようにみえる。その中で審議会が従来から指摘してきたのは、公文書の管理を優先すること、そして町職員の利用を促していくことであった。ただ、本日議論しなければならないのは刊行物についてである。書架に並んだ刊行物をまず町職員に使いというの、あまり現実的でなく、一般の利用者を想定した対応もやむを得ないのではないか。

(委員)

実際の利用がどうかという話ではなく、理念の問題だ。利用者の見込む効果として「寒川のことを知りたい・調べたい」という書きぶりは、寒川の行政にどう活かすかという視点が全く窺えず、残念である。

(委員)

一般利用と行政利用のどちらが上なのかを決める必要はなく、必要な情報源を確保するために文書館が刊行物を収集するというだけでよいのでは。小学生が調べ学習で来ましたとか、自分が子どもの頃と地域がどう変わったかを調べたいとか、そのような利用者に対して写真集を見せる。これは立派な刊行物の利用であるし、町職員が業務のため閲覧するのもまた利用である。

(委員)

その通り。利用者を限定的に書く必要はないと思う。来る刊行物を何となく受け入れていた従来のあり方を改め、意図的に、体系的に収集し、寒川に関する調査・研究に資する、という表現にして、そこに職員利用の意味合いも持たせればよい。

(委員)

では体系的に何を集めるか。図書館の郷土資料の定義と線引きが必要かもしれない。

(委員)

寒川町の刊行物と限定しないで、「寒川町等」としてはどうか。職員が業務利用する場合、他市町村の事例を参考にすることが多い。近隣市町村だけでなく、県外の事例に学ぶこともあるかもしれない。

(事務局)

収集方針案の第3条(4)で「神奈川県及び神奈川県内の市町村が作成したもの」とあるので、県内市町村の印刷物の収集は排除していない。タイトルや第2条基本方針に「等」を入れてしまうと、寒川文書館として何をすべきかが薄れてしまうので、「寒川町の記録」という表現は維持したい。

(委員)

「等」を付けることで、収集対象が膨らんでしまう恐れもある。「等」がなくても含みを持たせて収集できるということによろしいか。

(事務局)

これまでのご意見を踏まえ、組織内利用の考え方を盛り込んでいきたい。収集方針案については、第1条の趣旨の欄で「一般の利用に供するため」とあるものを「様々な利用に供するため」という書きぶりに修正する。

(委員)

あとは予算の問題をどうするか。

(事務局)

収集方針の中で予算について言及することは考えていない。現段階でどうお金をかければ積極的収集になるのかについては検討できていないので、今この段階で方針に書き込むことは難しく、今後の課題となってしまう。

(委員)

しかし、予算の裏付けがないと職員も動きづらいし、動けないと空文句になってしまう。

(委員)

図書館の購入予算はどのようになっているのか。図書館のほうから文書館に必要な郷土資料を提案し、買ってくれるような仕組みはないのか。

(事務局)

図書館の資料購入費の枠として地域資料の分というのがあるようだ。しかし、大前提として、地域資料は文書館で収集するという棲み分けになっているので、それを崩して議論をするには調整が必要だ。

(委員)

検索システムがあるので、図書館、文書館、どちらが管理しても構わないのではないか。

(委員)

しかし、両館は組織が違い、管理の考え方も違うので、安易に考えないほうがよい。図書館予算で購入したものを、文書館の考える利用に活用できる保証はない。

(委員)

すぐに結論を求めるものではない。図書館と協議していただいて、その結果を次回

の審議会でご報告いただければ十分である。

(事務局)

この収集方針案に予算の確保を明示することは困難である。しかし、第5条、収集方法の(3)に「購入」という項目があるので、これを根拠にして、なぜ必要なのかということを財政当局と交渉する余地はあるのではないかと思う。

(委員)

では、これまで協議してきたように、組織内利用を強く意識すること、また条文を修正することを条件に、審議会として了承とする。

(2) 刊行物の今後の整理作業について

事務局より資料2にしたがい、除籍作業などの進め方などについて説明したところ、次のような質疑があった。

(委員)

除籍を検討している資料の量はどのくらいか。

(事務局)

1,000点弱である。

(委員)

棚にして何段分ぐらいか。

(事務局)

80cmの棚板1段に40～50冊ぐらい入るので、10数段ぐらいである。

(委員)

これらの状態が悪いため除籍せざるを得ないことは理解したが、除籍以外の方法は検討したのか。

(事務局)

状態の悪いものを全て除籍するのではない。収集方針に合致している資料がカビ被害にあった場合、クリーニングをして収蔵庫に移すなどの措置をとっている。

(委員)

資料2の除籍対象のうち②は、参考資料のうち、情報が古かったりWEBで確認できたりするものは、無理に残さなくてもよいという考え方でよいか。これは一般家庭なら当たり前のことだ。

(委員)

しかし、カビの被害があったのは本が悪いと言っているようで、悲しくなってしまう。文書館の環境が悪いことをまず認めなければならない。行政として、まずそこに注意を払ってこなかったこと、ほったらかしにしてきたことに責任を認め、反省

し、詫びるべきである。

(事務局)

ほったらかしというのはどういうことか。

(委員)

温湿度管理をしているスペースとそうでないスペースに分かれ、どちらにも資料を置いてきたが、そうでないスペースで被害が起きた。冷暖房がかからないところに置くと悪化するであろうことは最初から予想できたはずだ。

(委員)

空調が十分に機能していないことと指定管理と関係があるのか。

(事務局)

空調の管理は、設計段階では神奈川県企業庁に、開館してからは図書館に一括で委ねてきた。収蔵庫の中は公文書や古文書の特殊性から 24 時間空調を効かせるよう設計してもらい、それを守り続けてきたものの、開架書架の空気の流れの弊害についてはあらかじめ予想できなかったし、図書館の開架書架が 24 時間空調を行わない以上、文書館の開架書架だけを声高に主張することはできなかった。

(委員)

図書館ではカビの影響はでていないのか。

(事務局)

図書館の開架書架の本は、借りる人が多く、棚が常に動くため、空気も動いている。そのため、カビの発生はみられない。閉架書庫については、3 年ほど前、壁面から雨水が染みこんだため、多少の影響があったと聞いている。

(委員)

文書館の影響が出始めたのと同じころの可能性はある。建物の経年劣化で水の影響が出るというのは、予測できなかったことかもしれない。そのあたりの事情をご存じの方はいるか。

(委員)

私の職場では、旧収蔵庫の環境があまりよくなかったので、古文書は新しい収蔵庫に移し 24 時間空調を効かせて保管できているが、刊行物についてはそこまでできていない。

(委員)

開架書架の弊害を予想していなかったとのことだが、私は当初から危機感を抱いていた。設計の段階で発言する場はなかったので、如何ともしがたかったが、できたとき、なぜ開架書架に空調がないのかと尋ねたように思う。公の建物である以上、町には保存に適した環境を整える責任があるのではないか。除籍せざるを得ない状況になった以上、それを進める必要性はわかるが、なぜそうってしまったか行政として責任を認めなければならない。

(委員)

審議会としてそのあたりの見解をまとめてレポートを作成し、町に提出して、きちんと受け止めてもらうようにしてはどうか。それとは別に目先の除籍作業について進める必要があるが、事務局案に対してご意見はあるか。

(委員)

相対的に古くなった情報が載った資料を捨ててもよいという表現は、文書館としてふさわしくない。文書館だからこそ古いものを保存すべきなのではないか。

(事務局)

寒川地域に関するものは新旧を問わず残す考えである。「相対的に古いもの」と例示したのは、刊行物のなかで、年代が古いだけでなく体系的に揃っていないものを想定しており、古ければ何でも除籍するわけではない。

(委員)

私はかつて、厚生省が発行した「衛生年報」をもとに論文を書いたことがある。法改正前の制度で行われたかつての厚生行政について、古い年報から知ることができたので重宝した。役に立たない資料などないので、廃棄を性急に進めるべきではない。

(事務局)

資料2に掲げたのは、恒久的な基準というよりは、当該作業を取り組む際の目安である。また廃棄記録も作成して残す。将来にわたって同じ作業を続けていくわけではないので、それほど危惧は抱かなくてもよいのではないかと思う。

(委員)

これまでの議論を確認したい。まず先ほど決定した方針があって、それに合致するものは必ず残すということによろしいか。合致しないものは、除籍の判断もやむを得ないということによろしいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

この方針に合致するかどうかで、残すべき範囲の担保が取れているのであるし、古い資料が除籍対象になるという話も、基準に合致しない刊行物に限定されるということなので、今回の提案は妥当かと思う。

(委員)

提案の冒頭で、開架書架が飽和状態であり、それがカビの原因であると述べている。しかし、開架書架の環境が極めて悪かったと言うことを前提にしなければならない。

(委員)

開架書架の空調が十分でなかったために湿度が高くなり、資料に影響を与えてしま

った。予算措置によってこれを何とか改善してほしい。そのような趣旨で文書館運営審議会として審議会として声を上げるべきなのではないか。

(委員)

整理作業はここでやり方を決めてしまわなければならないと思う。その上で声を上げるのであれば、別に提言という形でまとめてはどうか。

(事務局)

では提案した整理方針はお認めいただいたうえで、付帯意見として今後の環境整備について提言を頂戴するという事によろしいでしょうか。

(委員)

その意見を資料2の3番として付け加えるということではどうか。

(委員)

資料2に書き加えるのであれば、2の「除籍対象となる刊行物」の文言も見直してほしい。参考図書の古いものが除籍対象になっているが、国語事典でも版によって収録語彙が違うのだから、新しければ良いというものではない。それに、国会図書館や他の公共図書館で見られるから除籍というのも納得できない。せっかくあるものを除籍して国会図書館へ見に行けというのは、住民に対して失礼だ。

(委員)

収集方針に合致しないものは除籍もやむを得ない。これは皆さん納得しているところだと思う。次の参考図書のところで意見の相違があるようだ。ここの表現をもう少しぼかした形で書いては、作業に支障をきたすものなのか。

(事務局)

今回資料に掲げたのは、委員の皆さまに作業内容を説明するための資料なので、皆さまが事務局に当該作業をご一任いただけるのであれば、もっと簡略な表現にすることは可能であった。

(委員)

収集方針に合致しない刊行物で、やむを得ない事情のものは除籍する。そのくらいの表現でよかったのではないか。

(委員)

その方が作業を効率的に進められるように思える。

(委員)

事務局として、それで作業は進められるか。

(事務局)

作業を進めることはできる。

(委員)

では、一任して作業をお願いしたい。

(委員)

	<p>整理について承認したうえで、今後の環境改善に向けてわれわれから提言をしようという話になった。この取り扱いはどうするか。</p> <p>(事務局)</p> <p>整理作業についてご一任いただけただけなので作業を進めたい。環境整備については、ご指摘いただいたことを受け止める必要があるが、付帯意見として本日の資料2に書き加えるのではなく、後日、審議会の名でまとめていただき、別紙でご提出いただく形ではどうか。</p> <p>(委員)</p> <p>承知した。</p> <p>(3) その他</p> <p>なし。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料 1 刊行物の収集方針について</p> <p>資料 2 刊行物の今後の整理作業について</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>内 海 孝</p> <p>令和 6 年 5 月 26 日 確定</p>